

## 別添5

### 国産チーズ振興枠により実施する事業

#### 第1 事業の内容

国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにし、また、原料面での原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でのコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進するために国産チーズ振興枠を設け、以下の取組を支援する。

##### 1 チーズ製造業者と一体の取組

チーズ製造を行う者が参画し、原料乳のコスト低減や高品質化等に取り組む畜産クラスター協議会が実施する施設整備事業（別紙1の第1の1の施設等の整備及び同2の家畜の導入をいう。以下同じ。）、機械導入事業（別紙2の第1の1の畜産経営強化支援事業及び同2の飼料生産受託組織等経営高度化支援事業をいう。以下同じ。）及び実証支援事業（別紙3の第1の1の畜産クラスター実証支援事業をいう。以下同じ。）を一体的に支援する。

##### 2 原料乳生産酪農経営のコスト低減、高品質化の取組

チーズ向け原料乳の供給を行う酪農経営及び自らチーズ製造業を営む酪農経営が行うコスト低減や高品質化のための取組に必要な機械導入を支援する。

#### 第2 チーズ製造業者と一体の取組

##### 1 国産チーズ振興枠における特例

###### (1) 施設整備事業（基金事業）

施設整備事業（基金事業）は（4）の実証支援事業を実施する場合に限り実施することができるものとする。なお、施設整備事業（基金事業）については、以下に定めるところによるほか、別紙1に準ずるものとし、対象となる中心的な経営体は、別紙1の第3の取組主体のいずれかに該当する酪農経営又は飼料生産受託組織であって、（4）の実証支援事業で行う実証の取組に参画し、第2の2の（2）の畜産クラスター計画に位置付けられた取組に必要な施設整備を行うものに限るものとする。

###### ア 施設整備事業（基金事業）における特例

別紙1の別表の1の（1）家畜飼養管理施設の補助対象基準の欄の1及び同（3）自給飼料関連施設の補助対象基準の欄の1に、「ウ 乳質に関して別途定める基準を満たす目標を設定し、その目標を達成するための具体的な取組を定め、その取組に係る別紙3の実証支援事業において乳質の改善に資する実証の取組に参画すること」を、同（2）家畜排せつ物処理施設の補助対象基準の欄の1のアに、「（エ）乳質に関して別途定める基準を満たす目標を設定し、その目標を達成するための具体的な取組を定め、その取組に係る別紙3の実証支援事業において乳質の改善に資する実証の取組に参画すること」を加える。この場合の乳質に関する基準は、別表1のとおりとする。ただし、山羊乳及びめん羊乳をチーズ向けに生産する場合にあっては、乳質に関する基準はチーズ製造業者が定める

ものとし、製造するチーズの品質等に応じて、現状よりも乳質が改善する目標を有していることとする。

#### イ 家畜の導入における特例

- ① 別紙1の第1の1の(1)の家畜飼養管理施設の整備を行い、かつ認定計画に基づき、当該施設において、特色のあるチーズ生産のため、ブラウンスイス種などの国内では希少な乳用種の雌牛を導入する中心的な経営体等に対して、その購入に要する経費の一部を助成するものとし、この場合にあつては、別紙1の別表の2の補助対象基準欄の2中「別紙1の第5の3の者に貸し付ける」とあるのは、「別添5の第2の1の(1)のイの①の者に対する助成対象となる」と、同3のイの(イ)中「48か月未満の月齢の登録牛」とあるのは「48か月未満の月齢の牛」と読み替えるものとし、同表の2の補助対象基準欄の3のアは適用しない。この場合、導入できる家畜は乳用牛であつて、ブラウンスイス種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種などホルスタイン種以外の品種の雌牛に限り、補助対象基準及び補助率については、別紙1の別表のうち「2 家畜の導入」を準用する。
- ② 認定計画に基づき、取組主体が中心的な経営体であつて別紙1の第5に定める者に対し、別紙1の第1の1の(1)の施設と一体的に貸し付ける乳用牛の導入経費の一部を助成する。補助対象基準及び補助率については、別紙1の別表の2の家畜の導入を準用する。この場合、導入する乳用牛がホルスタイン種以外の品種のときにあつては、別紙1の別表の2の補助対象基準欄の3のイの(イ)中「48か月未満の月齢の登録牛」とあるのは「48か月未満の月齢の牛」と読み替えるものとする。

#### (2) 施設整備事業（予算事業）

施設整備事業（予算事業）は、以下に定めるところによるほか、第2の1の(1)施設整備事業（基金事業）に準ずるものとする。

ア 都道府県知事は、中心的な経営体が行う別紙1の第1の1の施設等の整備及び同2の家畜導入の取組に対し、これに要する経費の一部の助成を行うことができるものとする。

イ この場合における別紙1の技術的読み替えは別添4の別表2のとおりとし、別紙1の第8の1の(7)から(11)までの規定及び2の規定は、適用しない。

#### (3) 機械導入事業

機械導入事業は(4)の実証支援事業を実施する場合に限り実施することができるものとする。なお、機械導入事業については、別紙2に準ずるものとし、支援対象となる中心的な経営体は、別紙2の第3の2の取組主体のいずれかに該当する酪農経営又は飼料生産受託組織であつて、(4)の実証支援事業で行う実証の取組に参画し、第2の2の(2)の畜産クラスター計画に位置付けられた取組に必要な機械導入を行うものに限るものとする。

#### (4) 実証支援事業

実証支援事業については、以下に定めるところによるほか、別紙3に準ずるものとし、第2の2の(2)の畜産クラスター計画に位置付けられた取組に限り支援対

象とするものとする。なお、実証支援事業で行う実証の取組は、原料乳のコスト低減や高品質化のための技術に係る実証を行うものとし、以下のいずれかの取組を行うものとする。

ア 乳質改善のための飼料生産・給与技術の実証調査

イ 乳質改善のための飼養管理技術の実証調査

ウ 特色のあるチーズ生産のために新たに導入する乳用種に適した技術の実証調査

エ 生乳の品質低下を防ぐための生乳管理のための技術の実証調査

オ チーズ製造残さ（ホエー）の飼料利用のための実証調査

カ その他乳質改善、生産コスト低減のための技術の実証調査

## 2 事業の実施

国産チーズ振興枠により事業を実施する場合にあっては、以下の全ての要件を満たすものとする。

(1) 畜産クラスター協議会の構成員が生産する生乳をチーズに加工するチーズ製造業者が、畜産クラスター協議会の構成員として参画していること。なお「チーズ製造業者」とは、チーズ製造を行う乳業メーカー、チーズ工房等であって、以下の全ての要件を満たす者をいう。

ア チーズ製造の実績を有している等チーズ製造を行うための知見を有していること

イ 実証支援事業をはじめとする畜産クラスター協議会の取組において、乳質改善のための検討、助言、乳質分析の実施、乳質管理方法の検討等を行い、畜産クラスター協議会の取組に実質的に関与すること

(2) 畜産クラスター計画において、国産チーズ振興枠としての取組ごとに、取組の実施等を通じて参画する構成員及びその取組における構成員の役割を明らかにした上で、畜産クラスター計画の目的、取組の内容、行動計画及び期待される効果を記載するものとする。

## 第3 原料乳生産酪農経営のコスト低減、高品質化の取組

別紙2に準じて実施するものとし、支援対象となる中心的な経営体は、別紙2の第3の2の取組主体のうち、以下のいずれかに該当するものに限るものとする。

1 チーズ製造業者との直接的な契約により自らが生産する生乳をチーズ原料乳として供給している酪農経営

2 自らチーズ製造業を営んでいる酪農経営

別表（第2の1の（1）関係）

乳質に関する基準	基準1		基準2	
	項目	基準値	項目	基準値
基準1の全ての項目について基準値を満たし、かつ、基準2のうち1以上の項目について、基準値を満たす目標を有していること	乳脂肪分 無脂固形分 乳タンパク質 体細胞数 細菌数	3.0%以上 8.0%以上 3.1%以上 30万/ml以下 30万/ml以下	乳脂肪分 無脂固形分 乳タンパク質 体細胞数 細菌数	3.8%以上 8.7%以上 3.4%以上 20万/ml以下 5万/ml以下